

令和4年8月4日

各市町村教育委員会教育長
各 公 立 幼 稚 園 長
各 小 中 学 校 長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 殿

沖縄県教育委員会

教育長 半嶺 満

(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等の一部改正について（沖縄県公立学校第3版 令和4年4月1日適用 令和4年8月3日一部改正）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

令和4年8月3日付け保ワ第1205号にて沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長より別添のとおり一部改正の通知がありました。

ついては、本県公立学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等は下記及び別紙（一部改正）としますので、各学校においては、保護者への周知及び感染者発生時等における適切な対応をお願いいたします。

各市町村教育委員会においては、貴所管の学校へ周知するとともに、学校において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

記

【対応に係る留意点】

- 有症状者は、各家庭で抗原定性検査キットを申し込む。(RADECO)
- 有症状者で、抗原定性検査キットを使用し陰性が出た場合、症状がある間は自宅で休養し、症状が無くなってから登校する。症状が続く場合は再度抗原定性検査キットの使用や医療機関を受診すること。
- 無症状だが、下記感染リスクの高い場面での接触がある者がいないかどうか、必ず確認し、接触者PCR検査の実施を案内する。
 - ※感染対策を行わず飲食を共にした（給食を除く）
 - ※マスクなしでの会話・合唱
 - ※接触度の高い体育や部活動
 - ※学童、塾、スポーツクラブでの接触等

【添付資料】 **別紙 1～3**

【オミクロン流行下】児童生徒等または教職員の感染が判明した場合の対応について

(沖縄県公立学校第3版 令和4年4月1日適用 令和4年8月1日一部改正)

【学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について】

	8月2日までの対応	8月3日以降の対応
別紙 2	<p>【各学校】</p> <p>○濃厚接触者の待機期間の変更 → 7日間待機（8日目解除） → 4・5日目の抗原キット検査陰性 ⇒ 5日目解除</p> <p>○行政検査／接触者 PCR 検査センター等受検</p>	<p>【各学校】</p> <p>（7月22日よりすでに適用） → <u>5</u>日間待機（<u>6</u>日目解除） → <u>2・3</u>日目の抗原キット検査陰性 ⇒ <u>3</u>日目解除</p> <p>→行政検査／接触者 PCR 検査センター等受検推奨</p>
別紙 3 ①	<p>○無症状の場合 保育 PCR 検査等の実施</p> <p>○有症状</p>	<p>→保育 PCR 検査等の実施推奨 <u>（原則として保育 PCR を活用）</u></p> <p>→ <u>（軽症の場合）抗原キット検査</u> <u>※家庭内で小学生以上の使用を想定</u></p>
別紙 3 ②	<p>○無症状で、感染リスクの高い場面での接触がない、学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合 →登校・出勤可能</p> <p>② →沖縄県接触者 PCR 検査センター等受検を案内する。</p> <p>○有症状</p>	<p>→登校・出勤可能（変更なし） →削除</p> <p>→ <u>（軽症の場合）抗原キット検査</u> <u>※家庭内での使用</u></p>
別紙 3 ③	<p>○有症状</p>	<p>→ <u>（軽症の場合）抗原キット検査</u> <u>※家庭内での使用</u></p>

補足 1) 本県が設置している沖縄県接触者PCR検査センターは下記のとおりです。個人で申し込み、受検することになりますので、児童生徒等及び職員への周知をお願いします。

- ・ 沖縄県中部接触者PCR検査センター <https://okinawa-pcr-kensa.com/>
- ・ 沖縄県南部接触者PCR検査センター <http://nanbu.okinawa-pcr-kensa.com/>

担 当 教育庁保健体育課健康体育班 今枝聖子
電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
E-mail imaedase@pref.okinawa.lg.jp

【オミクロン株流行下】 児童生徒等または教職員の感染が判明した場合の対応ガイドライン

(沖縄県公立学校第3版 令和4年4月1日適用 一部改正令和4年8月3日)

	別紙	別添 1 関連
同居家族に感染者が発生した者（全公立幼稚園・学校）	2	(1)
同居家族以外の感染者と接触した者 （保育PCR検査対応の公立幼稚園・特別支援学校）	3-①	(4)
（小学校・中学校・高等学校）	3-②	(5)
（宮古・八重山保健所管内の公立幼稚園・学校）	3-③	(4) (5)

★離島地域においては、感染状況により保健所の判断で対応を変更する場合があります。その場合は保健所の指示に従うこと。

【留意事項】

- 1 寮等において感染者と同室である場合等には、同一世帯内の濃厚接触者として特定される可能性があること。
- 2 幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討すること。
- 3 感染者が発生した場合に、学校（園）においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策を徹底すること。
 - ① 感染者と接触があった者は、最終接触の翌日から7日間は健康観察を徹底し、症状がある場合は受診するよう勧めること。また、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等、感染リスクの高い行動を控えるよう、児童生徒等及び保護者、職員へ周知すること。
※公立幼稚園及び特別支援学校においては、陰性検査結果判明待機又は5日間の自宅待機を推奨する。
 - ② 感染リスクの高い場面で接触した者（感染対策なしで飲食、マスクなしの会話等）は、一定期間の出席停止とすること。

【オミクロン株流行下】同居家族に感染者が発生した者の対応について
(全公立幼稚園・学校)

2022.4.1適用
一部改正2022.8.3

濃厚接触者

※原則として、同居家族は保健所に濃厚接触者と特定される。
保健所からの個別連絡なし。

保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を**実施**する

家庭内で感染者と接触

その他接触者

行政検査／接触者PCR検査センター等受検推奨

●当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間は出席停止（在宅勤務等）⇒6日目解除

又は

●最終接触から2・3日目の抗原キット検査陰性⇒3日目から登校・出勤可能（必要に応じて別紙4を使用）

- ・児童生徒（幼児除く）→自費検査（抗原キットは家庭準備）
 - ・教職員→学校長が学校運営の継続に支障があると判断した職員：学校用抗原キット使用
- ※ただし、自主的な検査による陰性確認を用いる事も差し支えない。

※抗原キットは薬事承認（医療用）を使用すること

※ハイリスク行動は控える（最終接触日の翌日から7日間）

- ハイリスク者（※1）との接触、ハイリスク施設（※2）への訪問
- 不特定多数の者が集まる飲食・大規模イベントへの参加

※1『ハイリスク者』：高齢者や基礎疾患を有するなど感染した場合に重症化リスクが高い方

※2『ハイリスク施設』：ハイリスク者が多く入所・入院・通所する高齢者・障害児者施設や医療機関（受診目的は除く）

無症状

接触者PCR検査センター等受検推奨

●検査結果判明後、登園・登校・出勤可。

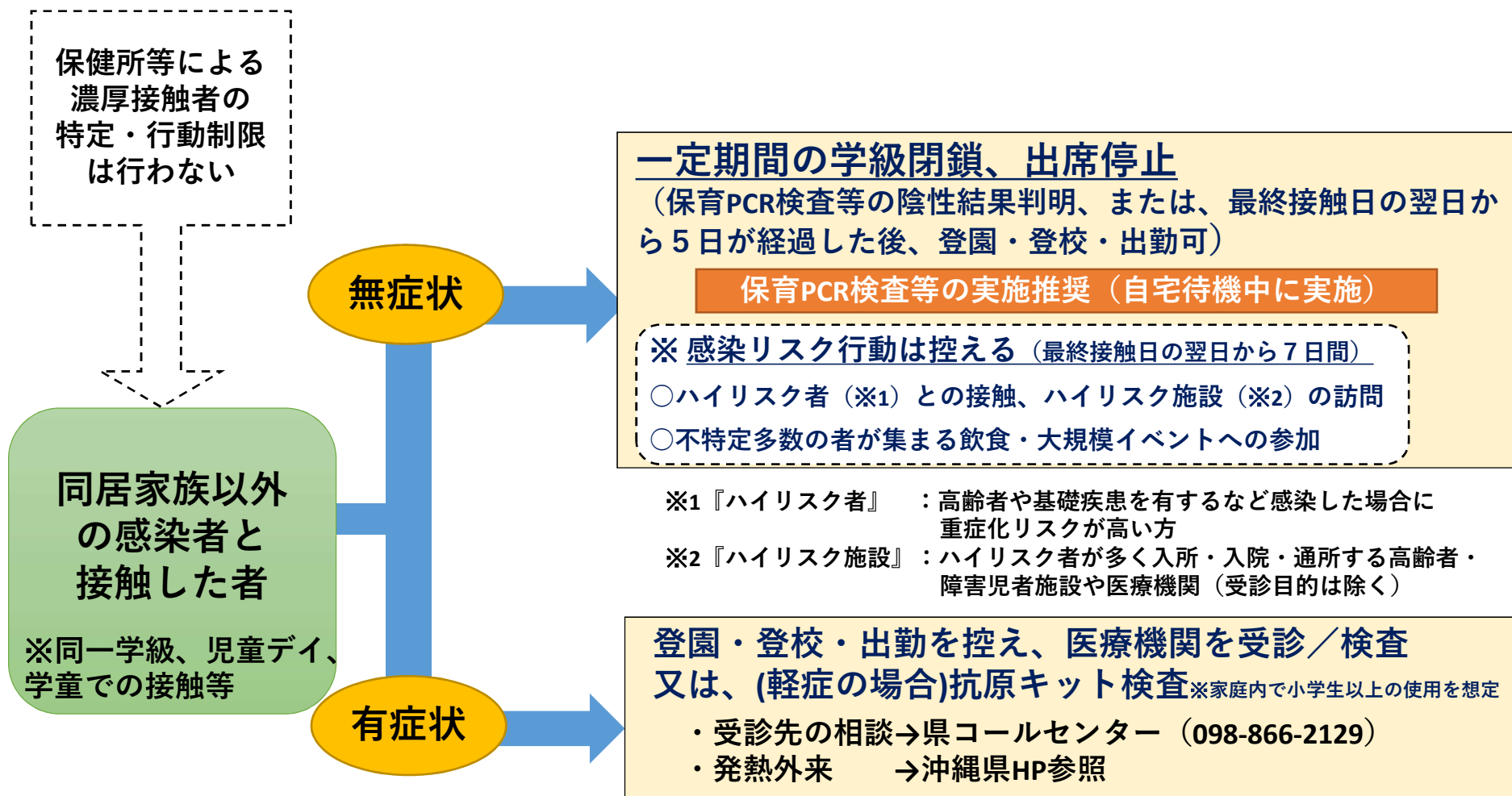
有症状

⇒登園・登校・出勤自粛・医療機関を受診／検査または（軽症の場合）抗原キット検査
・受診先の相談→県コールセンター（098-866-2129） ・発熱外来→沖縄県HP参照

☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。
☆同居家族以外の感染者と接触した場合で、保健所から濃厚接触者と特定された場合も、同様の対応となります。

【オミクロン株流行下】同居家族以外の感染者と接触した者の対応について
(公立幼稚園・特別支援学校)

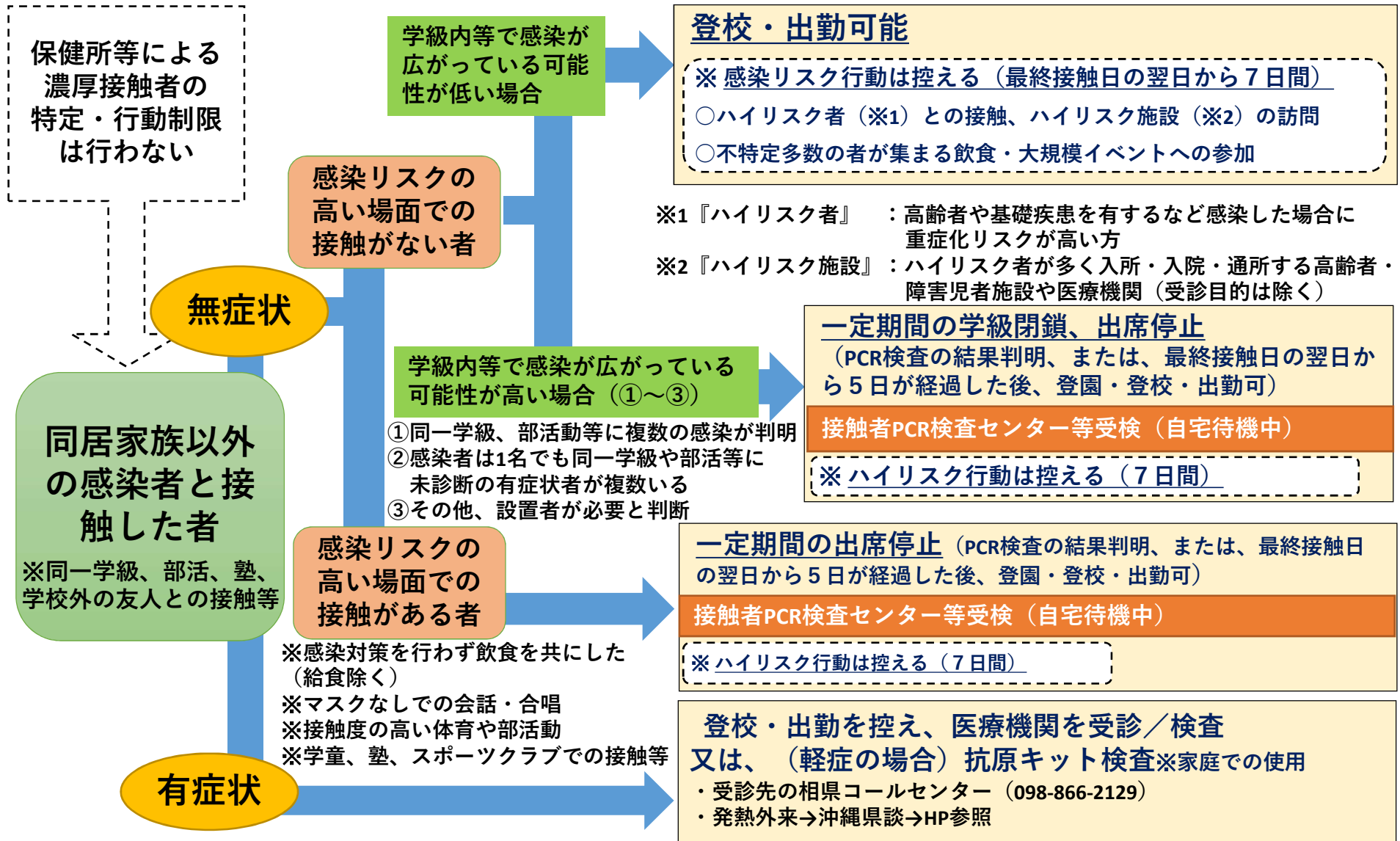
2022.4.1適用
一部改正2022.8.3



☆5名以上の集団感染が発生した場合や離島地域においては、状況に応じて上記対応の実施について保健所において判断します。保健所から指示があった場合は、その指示に従ってください。
☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。
★宮古地区の特別支援学校については、令和4年5月13日付教保第70-2号での対応となります。

【オミクロン株流行下】同居家族以外の感染者と接触した者の対応について (小学校・中学校・高等学校)

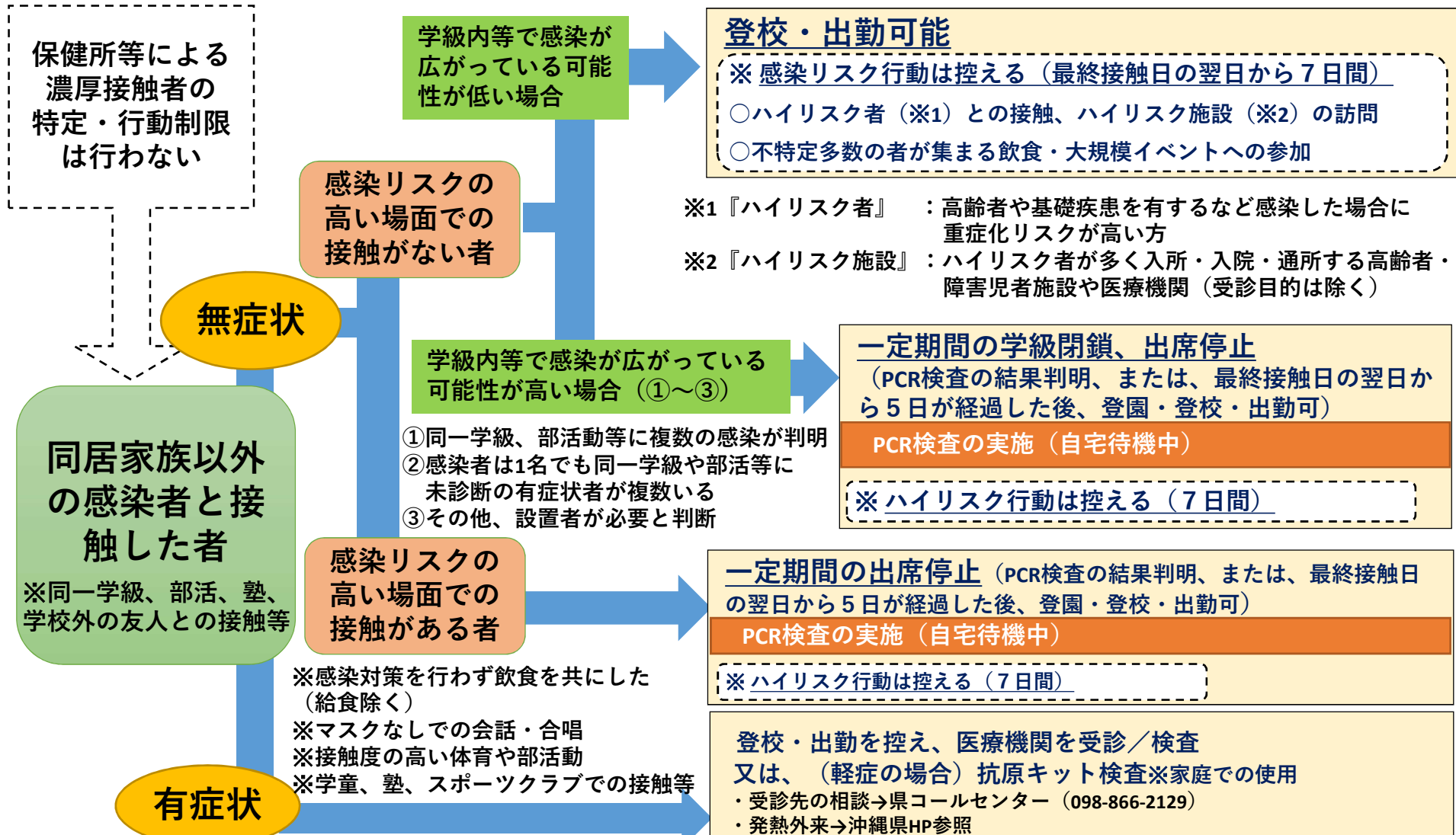
2022.4.1適用
一部改正2022.8.3



☆5名以上の集団感染が発生した場合や離島地域においては、状況に応じて上記対応の実施について保健所において判断します。保健所から指示があった場合は、その指示に従ってください。☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。

【オミクロン株流行下】同居家族以外の感染者と接触した者の対応について (宮古・八重山保健所管内の公立幼稚園・学校)

2022.4.1適用
一部改正2022.8.3



★宮古地区・八重山地区の小規模離島においても、上記同様の対応となります。
 ★検査を実施する場合→【宮古島市】宮古島市臨時検査場、民間PCR検査センター、【石垣市】沖縄PCR検査センター八重山店
 ★上記の対応を基本としますが、保健所から指示があった場合は、その指示に従ってください。
 ☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。